

第24 避雷設備

1 共通事項

避雷設備は、J I S Z 9290-3 「雷保護－第三部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」に適合するものとする。

なお、適用にあたっては次の点に留意する（平成17年1月14日消防危第14号）。

- (1) 危険物施設の保護レベルは、原則としてⅠとする。ただし、雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により決定されている場合にあっては、保護レベルをⅡとすることができます。
- (2) 屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして利用することは、原則として差し支えない。
- (3) 消防法令上必要とされる保安設備等は内部雷保護システムの対象とし、雷に対する保護を行う。

2 設置対象

- (1) 指定数量の倍数が10以上の製造所（危政令第9条第2項の規定を適用するものを除く。）
- (2) 指定数量の倍数が10以上の屋内貯蔵所（危政令第10条第5項の規定を適用するものを除く。）
- (3) 高層倉庫の屋内貯蔵所
- (4) 指定数量の倍数が10以上の屋外タンク貯蔵所（危政令第11条第3項の規定を適用するものを除く。）
- (5) 指定数量の倍数が10以上の一般取扱所（危政令第19条第2項5号から7号まで、第3項の規定を適用するものを除く。）